

鎌倉市基本計画

鎌倉ミライ  
共創プラン  
2030

## 基本計画について

「鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)」第2条第3号では、基本計画を「基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すもの」と規定しています。

そこで、次のとおり基本計画期間、基本計画の名称、基礎条件、まちづくりの基本方針及び施策を定めます。

### 基本計画期間

令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までの5年間とします。  
ただし、計画期間内に見直しの必要性が生じた際には、計画期間満了を待たずに計画を見直します。

### 基本計画の名称

令和8年(2026年)度を初年度とする基本計画の名称を  
**「鎌倉ミライ共創プラン2030」**とします。